

自治基本条例の 5W1H

Reported by Hideki Noboru

1、Who?

安城市役所(市長、議会)が、安城市民が

2、When?

21世紀初頭に

3、Where?

もちろん安城市で...

4、What?

自治基本条例を

(1)自治基本条例とは...

- ・「自治体の憲法」
- ・「市の総合計画や条例より上位に位置し、これらに指針を与えるもの」 (西尾勝)

(2) 憲法とは... (注1)

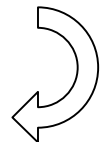
- (a) 法律は国民・市民への命令
- (b) 憲法は権力主体への命令

5、Why?

市役所にとって...分権改革によって「県・国への陳情・要望の行政」から
「市民とともにまちづくりにとりくむ行政」へのパラダイム転換

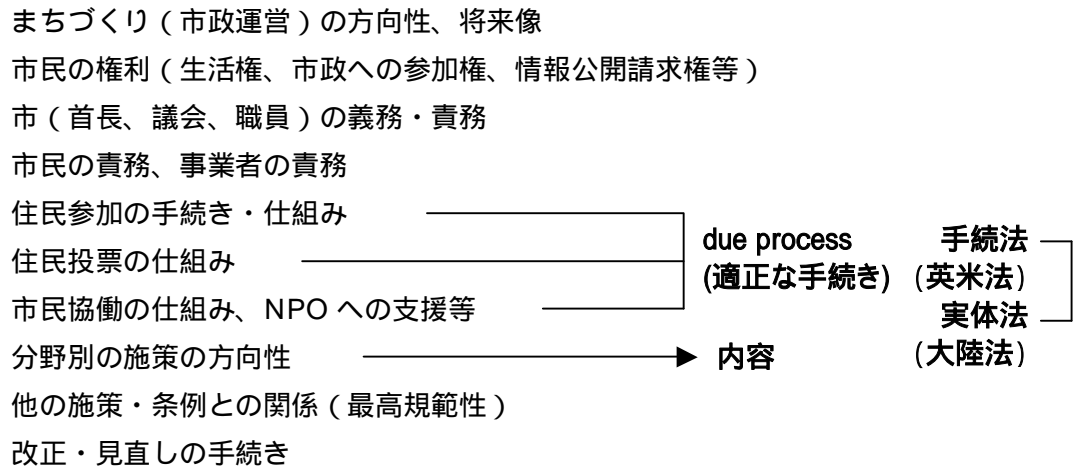
市民にとって...NPO、行政との共存・協働でいいまちをつくらう

そのときのルール・指針 (注2)



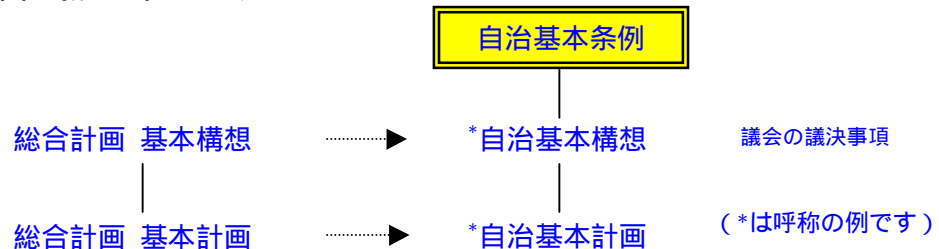
6、How?

もちろん市民参加でつくろう...
内容は...

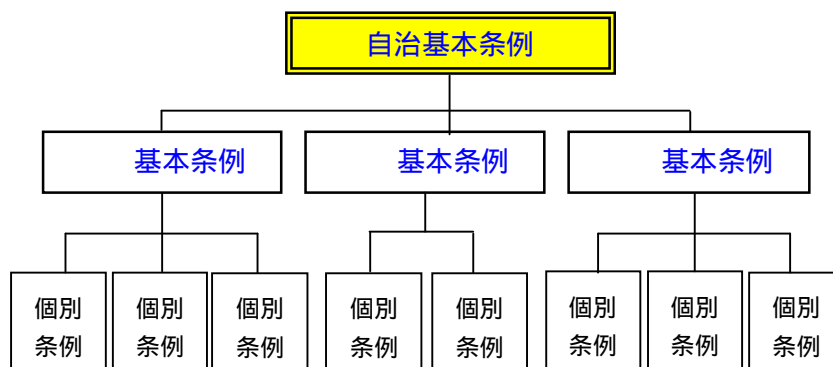


「自治基本条例」制定後の自治体の体制

総合計画の新たな位置づけ



条例の理念を実現する制度づくり



条例推進組織の設置など、新しい体制づくりに取り組んでいくことが必要

(注1) 憲法と自治基本条例

1. 憲法とは...

(憲法制定権力たる)国民・市民との約束ごと と 権力(主体)

- ...(1) こういうルールの下に権力の執行をみとめますよ。 (権力主体への命令)
...(2) (1)が守られている限りにおいて (国民の抵抗権・革命権)
権力のつくるルールを守りますよ (国民・市民の責務)

権力...相手の同意をえずに、財産・自由を奪うことのできるパワー

- 立法...権力作用の根拠に
- 行政...立法による与えられた範囲で権力を執行
- 司法...行政が国民・住民の代表たる議会の定めた法律・
条令の範囲で権力を執行しているかをチェック
国民同士の争いを裁くという権力

権力を乱用させないための仕組み

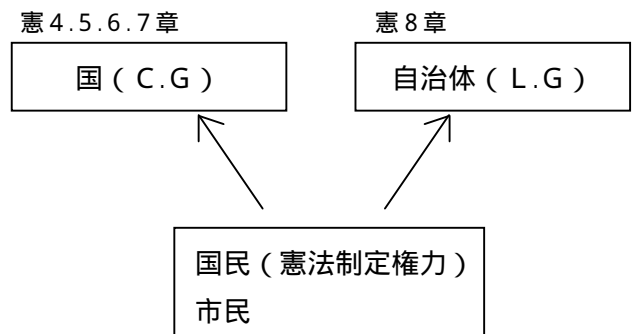
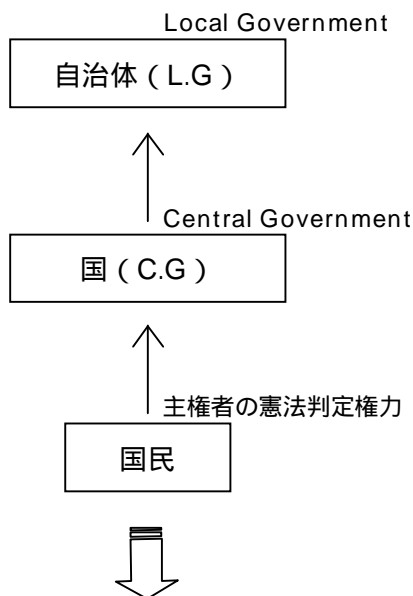
- 権力分立
 - 地方分権
 - 三権分立
- 法治主義(法の支配)

2. 自治体の権力の源泉

(a) 伝來說、制度的保障說

(b) 政府間関係說(二重信託論)

松下圭一説「市民自治の実現理論」岩波新書



- 1) 「中央政府と国民の約束事」としての「憲法」と
- 2) 「地方政府と市民の約束事」としての「憲法」の
“自治基本条例”の2つが必要なのではないか。

辻山幸宣「自治基本条例はなぜ必要か」公人の友社

(注2) 自治基本条例の社会的背景

) 戦前:

「お国のために」...権力による私人、国民への過度の「公」への押しつけ

その反動として...

) 戦後:

「私」の「公」からの脱走

「公」のことは「政府(部門)」にまかせて...

「個人」は「私」Private のことに専念すればいい

「金もうけ」だけやってればいい ←————→ 大人になるためには: 「カセギ」と「ツトメ」

「市民社会」を目指したはずが...「私民社会」に?

cf. 「団塊の世代」と「第2次ベビーブーマー」の軌跡(注3)

↓
経済的自立 ↓
社会的責任

) 2000年代末になって(戦後半世紀たって)

ほんとうにそれでいいマチがつかれるのか?

- 1) 政府の限界 — [赤字財政
行政サービスの限界: 「ハコモノ」はつくれても「質の高いサービス」は...
量だけでなく質(QOL)を求め始めた市民
- 2) 市民の「公」への関心...NPO、ボランティア等(阪神淡路大震災)

1) 自治体と 2) 市民、NPOの

「共存・協働のルール」(憲法) } としての自治基本条例
「信託のルール」

(注3) 団塊の世代と戦後の日本の歩み

- 「市民社会」を目指したが、できたのは「私民社会」？ -

年代	世代 () 「団塊の世代」	() 「第2次ベビーブーマー」	() 「()の子供たち」
1947 ~ 1949 (S22 ~ S24)	誕生		
1960 年台 (S40 年代)	「大学闘争」		
65 才以上人口 (1970 7% 超え 高齢化社会)	郊外団地へ入居 (多摩、千里、高蔵寺 ニュータウン等)		
1975 ~ 1979 (S50 年代)	「ニューファミリー」	誕生 ↓ 「学級崩壊」	
(1994 14% 超え 高齢社会)	(参考) 神戸市郊外でサカキバラ セイトの殺人事件 両親が() サカキバラが()	「荒れる学校」 「荒れる成人式」	
2000 ~ 2004 (H12 ~ H16)		「授業参観で親が殴る」 「モンスターペアレンツ」 「保育料の不払い」	誕生 ↓
2007 (H19)	「2007 年問題」 第 1 陣が退職	「給食費の不払い」	
2006.12 月推計			
2008 年現在	(59、60、61 才)	(33 ~ 37 才)	(4 ~ 12 才)
2013 28.20% (1/4 超)	2017 65 ~ 74 < 75 才以上		
2055 40.5% - 14% (4 割超)	< 26.5% (1/4 超)		
2100	9 千万人弱		
	4 千万人強		